

## 平成27年度第3回下野市子ども・子育て会議 会議録

項 目	内 容
会議名	平成27年度第3回下野市子ども・子育て会議
開催日時	平成28年1月25日（月）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	下野市保健福祉センターゆうゆう館 会議室
出席委員 (敬称略)	(会長) 伊崎 純子 (副会長) 土屋 友里恵 石田 文治 小島 恒夫 飯野 友紀 峯 雅士 内木 大輔 小倉 庸寛 佐藤 美佐子
欠席委員 (敬称略)	人見 哲樹 渡邊 喜正 青砥 信行 遠井 佳代子 黒須 智子 大賀 昌子
事務局	小口健康福祉部長 こども福祉課：落合課長 木村課長補佐 関課長補佐 川俣主幹 増山副主幹 伊沢副主幹
傍聴者	1名
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 保育セーフティーネット維持等に関する調査分析について (2) 子ども・子育て会議及び公立保育園民営化実施計画策定に関するスケジュール（変更案）について (3) 教育・保育施設の利用定員について (4) その他 4 その他
配布資料	資料1 下野子ども・子育て会議委員名簿 資料2 保育セーフティーネット維持等に関する調査分析について 資料3 子ども・子育て会議及び公立保育園民営化実施計画策定に関するスケジュール（変更案） 資料4 下野市公立保育園民営化実施計画（第1次素案） 資料5 教育・保育施設の利用定員について

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

伊崎会長：

お寒い中ご参集いただきありがとうございます。事務局で大変貴重な資料をご用意いただきましたので、これに基づいて活発なご意見をよろしく願いいたします。

司会：

ありがとうございました。委員の出欠状況ですが、人見委員、渡邊委員、青砥委員、遠井委員、黒須委員、大賀委員の6名より欠席とのご報告を受けています。また石田委員につきましても遅れていらっしゃるようですが、出席との連絡を受けています。過半数の委員の出席がありますので、下野市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定を満たしており、会議が成立することをご報告します。

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。次第、資料1から資料5は事前にお送りいたしました。お手元にごございますでしょうか。

議事の進行は、条例第6条第1項の規定により会長に議長をお願いします。

## 3 議 事

会議条例第6条第1項の規定により、伊崎会長が議事進行

会長：

議事に入る前に、会議録の署名人を指名させていただきます。資料1の名簿順にお二人ずつ指名させていただいておりますが、今回は、峯委員と内木委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。「(1) 保育セーフティーネット維持等に関する調査分析について」を議題とします。前回の会議では、公立保育園を全園民営化するという第1次素案に対しまして、皆様からいろいろなご意見を出していただきました。特に、セーフティーネットに関してご意見を多数いただきましたので、事務局内で検討し、セーフティーネットの状況について調査分析したということです。事務局では、この資料を材料として、再度ご意見をお出しいただき、そのご意見を第2次素案作成の参考とさせていただきたいとのことです。まずは、事務局から説明してください。

事務局：

資料2に基づき説明

会長：

資料2に対してご意見、ご質問をいただきたいと思います。資料2を2つに分けた方が良くと思います。まず、「第1 はじめに」についてご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。なお、発言の際は会議録作成の都合上、先にお名前をおっしゃっていただきマイクをお使いいただきますようお願いいたします。いかかでしょうか。

会長：

ここまでは特にないでしょうか。では「第2 保育セーフティーネット維持等に関する調査分析」についてです。公立保育園におけるセーフティーネット機能維持の現状について分量がありますがよろしいですか。ご質問、ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。

小倉委員：

大量の資料作成、ありがとうございます。内容も良く分かりました。資料の内容を読み込んでも、民間保育園にすべて任せても大丈夫と私は考えております。

その前提でお伺いしたいのは、養育困難家庭についてです。資料2の18ページには、養育困難家庭を受入れた場合にその経費を補助するといった対策が考えられるとあり、その課題では養育困難家庭の定義が不明確であるとなっています。現在、どこまでが養育困難家庭でどこまでが養育困難家庭でないという区分は、明確に示されていないのでしょうか。

事務局：

この場合の養育困難家庭は、園として継続的に支援している家庭です。養育困難の定義が、病気なら該当するのか、被虐待児なら該当するのかといったことになりますが、この資料の家庭数は、園として注意や目配りが必要と考えている家庭数となっています。児童相談所から戻ってきた被虐待児は永遠に支援が必要なのか、それとも途中で要保護児童対策地域協議会でケースが終了となるのか分からない部分がありますので、補助をどこから対象とするのかということが困難であると考えています。

小倉委員：

はい、ありがとうございます。それが8ページの貧困家庭ではないということですね。

事務局：

そうです。

小倉委員：

今回は園の判断ということでしょうか。

事務局：

はい、今回は園の判断です。貧困家庭へのかかわり方・支援では、個人への経済的支援となります。生活保護世帯は、子ども・子育て新制度で給食費や文房具の支援ができましたので、新制度で対応ができるのではないかと考えています。市では、子どもや世帯に直接還元できるものと、園として職員を配置することを補助金の対象にできるのか考えています。

小倉委員：

そういう前提のもと、養育困難家庭の定義は不明確であるということですが、資料2の7ページの52人という数は、全体の12%ぐらいなのですごく多いですよね。こんなにいるのかと私も驚いているところですが、本当に園の園長先生や、このアンケートを取った方の判断で52人という数が出ているということになりますよね。お金のことで判断した訳でもなく、生活保護世帯、非課税世帯の児童数とも数が合わないということですが。

事務局：

こちらには、重複している部分はあると思いますが、ただ、虐待等で児童相談所・保健師等との連携が必要な児童数は、それだけ児童がいるということになります。そちらは確実に児童相談所との何らかのやり取りや、保健師との関係が密接にあるということで考えていただきたいと思います。また、園で特別に配慮しているということは、その子が就学するまでに特別に配慮をしている児童数が42名ということで、公立保育園から報告を受けた数字と解釈いただければと思います。

小倉委員：

分かりました。公立保育園でもこの位特別な配慮が必要と考えているとのことですので、もちろん私立でもそれ以上に特別な配慮を考えなければならないので、その部分が、ほぼここなのではないかなと思いますので、補助としてそういったことが難しいというお金の部分を考えることも大切ですが、お金のことだけではなく、養育困難家庭の支援をどのようにするのかというのを明確にしていくことで、公立、私立での受入れが安心して行えるのではないかなと思いました。養育困難家庭の定義を明確にできると良いのかなと思います。

会長：

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

小島委員

資料2の27ページの民営化前と民営化後の比較ですが、グリム保育園だけがかなり突出して費用がかかっていますが、これはどういう理由なのでしょう。

事務局：

定員によるものです。定員は薬師寺保育園と吉田保育園が各60名、グリム保育園150名、こがねい保育園90名、しば保育園80名となっています。

ただ、しば保育園は80名まで入っていない場合があります。在籍している児童の人数と建物の規模とが違うことで保育士の配置人数も違いますので、数字が違ってきます。

小島委員：

わかりました。ありがとうございました。

会長：

その他いかがでしょうか。

土屋委員：

資料2の7ページの発達障がい児童の入園・関わり方・支援で、公立と民間の合計28人という数字ですが、これは皆さん障がい手帳のようなものを持っている方ですか。

事務局：

この数字は、事務局で、発達障がい等で加配を付けた方が適切な保育ができるであろうという人数を保育園に聞き取りした結果です。この中には手帳を持っている方もいらっしゃいますし、診断書のみの方もいらっしゃいます。また、医師の診断書というよりも、こぼと園に通っていて、やはり保育園でも配慮してほしいという方もいらっしゃいます。幼稚園でも県の補助金を頂くのに診断書や手帳が大きなポイントだと思いますが、保育園では、そこまでいなくても、加配が必要と判断して加配をつけている場合があります。

医師の診断を受けたり診断書を取ったり、その判断がどこまでできるかというところで不明の部分があり、確実に手帳を持っている方と、持っていない方がいらっしゃいます。

土屋委員：

例えば、民営化されたときに、手帳を持っていなかったり診断書がなかったりすると、やはり補助的なものや、支援体制の部分で保護者側からすれば不安になるところですが、その部分で具体的に決まっているものはありますか。

事務局：

今のところですが、補助する場合は一定の基準を設けさせていただくことが基本となりますので、何らかの診断がつかないと対応できないと考えています。現在、保育園への補助金がないに等しい状況ですので、市としては、保育園への補助金を創設するということと、その金額をできれば県から幼稚園に出している程度の額にしなくてはいけないのだろうという方向で考えています。それには、やはりそのお子さんが特別な支援を必要かどうかという観点から診断書が出るかどうかということになります。医師や児童相談所の意見書などが最終的に必要になると考えています。出ない方については何を持って補助を出すべきなのか、公平性の問題とか、補助金の支出について疑問を持たれてしまうので、何らかのペーパー上のものが必要になると考えています。

土屋委員：

ありがとうございます。

会長：

ありがとうございます。その他についていかがでしょうか。

小倉委員：

資料2の4ページで民間活力導入を図るために国の規制緩和が行われたとなっていますが、規制緩和とはどんな規制の緩和だったのでしょうか。

事務局：

基本的に、保育を必要とする子どものすべてを地方自治体で保育することになっていきますので保育園が始まりましたが、その後社会福祉法人にも委託をしてもよいということになりました。その後の国の規制緩和については、社会福祉法人以外の法人、例えば学校法人や、県内ではあまりありませんが株式会社などで保育園が運営できるといった規制緩和です。

小倉委員：

ありがとうございます。

土屋委員：

アレルギーのお子さんが最近たくさんいるな、目立つなと思っていますが、アレルギーの子について公立保育園ではどのような給食を出しているのでしょうか。

事務局：

「食物アレルギーについて」ということでよろしいでしょうか。

土屋委員：

はい。

事務局：

公立保育園では献立会議を開催しているので、食物アレルギーが増えてきたなという印象があります。公立保育園の園長が集まって食物アレルギー対策のマニュアルを昨年度取りまとめたところで、今は完全除去で対応しています。

例えば、加熱卵は大丈夫で生卵は駄目といったお子さんがいらっしゃいますが、この場合は卵が完全に大丈夫となるまでは完全除去での対応になります。国で出しているアレルギー対応のガイドラインが完全除去となっていますので、市ではそれを参考にして食べられるものは提供する、駄目なものは出さないという対応をされていて、公立保育園では完全除去と代

替食で給食を提供しています。今のところ、調理ライン上でも生卵が駄目といったお子さんが幸いにもいませんが、このようなお子さんがいらっしゃると、どの保育園でも同じかと思いますが、給食が作れない状況になってしまうのではないかと心配しています。

土屋委員：

全部自分の園で調理しているのでしょうか。

事務局：

保育園は、3歳以上の児童には給食の外部搬入という規制緩和もありますが、0、1、2歳は自園での調理が基本となっていますので、公立保育園でも市内民間保育園でも全年齢児を対象に自園で調理しています。

土屋委員：

これが民営化になったときに、アレルギーの子どもたちにどのように対応していくか、食に関することになりますが、よろしいでしょうか。

事務局：

食に関することは意外と園の方針があります。民間保育園での方針や、園長の意向とか、学校法人では学園創立時の建学の精神などがあり、食についても給食を食育活動の一環ととらえている場合があります、園によっても様々だと思います。一番大事なことは、以前の公立保育園長から聞いたこともあります、給食を何が何でも提供することなのか、子どもの安全を第一に考え対応することなのか、両方を天秤にかけたときにどちらに重きを置くかで最終的に判断することになると思います。事務局では、今のところ保育園ではお弁当を持参しているというお子さんがいるとは聞いていませんが、認定こども園ではいかがでしょうか。

小倉委員：

認定こども園ですか。当園では全員給食です。お弁当を持ってきているお子さんはいませんし、アレルギーも対応しています。

事務局：

第二愛泉ではアレルギーのお子さんはいないですね。

小倉委員：

第二愛泉にはアレルギーの方はいらっしゃいません。

内木委員：

当園では幼稚園、保育園全体で約900名のお子さんがいらっしゃいますので、調理ライン上駄目なお子さんが2名いらっしゃって、薬師寺幼稚園に1名、第二薬師寺に1名と園に

1名ずつお弁当という方がいらっしゃいます。その方の場合、食器はもちろん以前卵を炒めたフライパンを使うことも一切駄目という方なので、現実的に対応が難しいということになりました。当園では子どもの安全を一番に考え、命に代わるものありませんので、保護者の方と相談をして給食が出せないとお話する予定でしたが、その前にお弁当を持たせたいと保護者からお話をいただきましたので、保護者の方も安全が重要と分かっていたと思っています。アレルギーに関しては、保護者の方も考え方が様々で、先ほどのように症状が重い方は安全を第一と考えていますが、食べても少し痒くなるだけのお子さんでは、他のお子さんと同じものを食べさせてくださいという方が、たまにいらっしゃいます。園としては、当然同じものは提供できませんとお話をさせていただき、当園も文科省のガイドラインに基づいて完全除去で対応しています。そういった保護者の意識の面で難しいところがありますが、安全が第一という姿勢はどの施設も一緒なのではないかなと考えております。

土屋委員：

ありがとうございました。

会長：

はい、他いかがでしょうか。

石田委員：

資料2の4ページの公立保育園民営化の必要性の表の中に、セーフティーネットの関係でいろいろと、それに対する問題が多かったのですけれど、結局そのセーフティーネットの関係で逆にいうと今の公立保育園に問題があって民営化しなければいけないという面、そのセーフティーネットというものは、効率をまったく考えないでお金だけが掛かり過ぎていて、市ではその部分ばかりにお金をかけていることで、逆に保護者間のトラブルになるとか、問題ではないのか、というセーフティーネットの問題で公立保育園を民営化した方が良いというようなことは一つもないと、この説明は読み取れますが、そういう認識でよろしいでしょうか。今の公立保育園のサービスで今のセーフティーネットは充分で問題はまったくないと認識していますか。

事務局：

まったく問題がないかという点、保育園に通っているお子さんでも緊急預かりで児童相談所に一時保護ということを考えれば、やはり家庭の安全が保たれない問題がありますので、子どもの安全をどうとらえるかによっても難しいところがあります。

公立保育園の最大の特徴である安全な養護という部分を特化して、もちろん教育の部分も特化したいという考えもありますが、「子どもの安全」を目指してはいますが、現実には公立保育園で100%カバーできて家庭でも事故がなく、無事に小学校にたどりつけるお子さんばかりではないということになります。



石田委員：

民営化に関してセーフティーネットが今より良くなるということ、期待することはないということですか。

事務局：

期待するというより、公立保育園での緊急入所の例を挙げますと、そのお子さんを受入れるかどうかとなった瞬間から園とのやり取りが慌ただしく頻繁になります。何回も面談し、いつからなら受入ができるか、何がどのくらい必要になるのか、どのような体制で受入れるかを話し合います。民間保育園になっても、安全に素早く受け入れができる体制が担保されていくのか、ずっと維持されていくのかが課題だと思っています。民間保育園に期待することというよりも、なんでもかんでも民間保育園が万全に行ってくださいということではなくて、公的機関と民間保育園とが手を取り合ってその子のために何が良いのか、その家庭にとって何が良いことなのかということを行っていくことになると思います。民間保育園に100%全部を預けてしまうということではありませんが、ただ確実に今まで民間保育園が請け負ったものと、公立保育園が請け負ってきたものを比べると、民間保育園の負担は軽かったと事務局としては考えていますので、これを公立保育園並みに行うとなると民間保育園の負担は増えるだろうと考えております。

石田委員：

ありがとうございます。素人考えではありますが、公立と民間だと、民間の方がなんとなく世間が広いというか、いろんな方いて、いろんな考え方を園が持っている、公立だと割とマニュアルのとおりというか、市の意向、行政のいわゆる公的なものから逃れられないと言っておかしいかもしれませんが、例えば、スパルタで行くのか、または、すごく柔らかくとかくなんでも言うことを聞くというような両極端の例があるとすると、それが民営化されることによって、保護者とか子どもからすると、避難する場が広がるというか、助けてくださいと言える場所が広がるということになるのかなと、それとも公立だと市なので一本ですけど、深くいろんな段階で、いろんなところに行けるということが、民間だと少し浅くなって広がるのかことになるのかなと、そういったところが変わるのか、変わらないのかイメージがつかめない部分があります。結局、セーフティーネットの入り口は市のままで最終的な出口といえますか、請け負うところが公立から民間になるというだけなのでしょうか。

先ほどお聞きした費用の面では民間になると良くなるといった一般的なところは良いのですが、セーフティーネットは一緒になってしまうと思うのですが、この部分は民間になっても公立と同じだけの費用が、市から担保されるようになるなら良いのですが、そうならないとちゃんとしないと、という部分なのでどうなのでしょう、お考えをお聞かせください。

小倉委員：

今のご質問は、たぶん入口が市で、出口が公立保育園に振り分けられることでセーフティーネットになると、出口がそうなっているということで、必ず守るのはこども福祉課のよう

な担当課で、そこから各民間保育園に振り分けられるといった形をイメージされていると思いますが、そこも今のお話をお聞きする中では、全部の民間保育園と協力していきましようというイメージです。

あと、市が必ず入口ということではなくて、入口が民間ということもあります。民間から市に、「こういったお子さんがいるので助けてほしいと思います」というような話があり、助けていただく時にも双方でやり取りを行っていくことになります。今まで公立があった時には必ず公立にたどり着くことになったと思いますが。

例えば、現在も幼稚園ではアレルギーの大変なお子さんがいらっしゃって、その方は市には相談するのではなく、まず幼稚園に直接相談を行います。それと同じ流れになると思いますので、その後の市との連携は行っていますが、課題としては、そこに必ず公立保育園が1園でもあった方が良いのか、それは全部民間保育園で大丈夫ということになるのかは、最終的には政治的判断があると思うのですが、石田委員と事務局には何か余計なことを申しましたか。大丈夫ですか。

会長：

石田委員、よろしいですか。

石田委員：

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

会長：

では、佐藤委員お願いします。

佐藤委員：

民間園の方では、全部の公立保育園を民間にしても大丈夫というようなお話が先ほどからあったかと思いますが、私は市の1歳半や3歳児などの乳幼児健診に係わってしまっていて、今、家庭環境がすごく複雑な方が多いです。保育士さんがフォローしている方が結構多く、例えば3歳児の検診で「もう少し様子を見たいね」と言ったときには保育園などでフォローしていると思いますが、それを公立でやると友好的に良い関係で行われていると思いますが、それがすべて民間となったときに、その関係がスムーズにいけるのか、きちんとお子さんをフォローできるのか、やはり保育とか教育が中心になっていくような気がしています。ですので、その家庭環境まで入ることができるのか、どこまでやれるのか、地域との連携など、その辺りに危惧といいますか、心配な部分がありますので、安易に全部民間でというのもどうなのかなという考えを持っています。

会長：

ありがとうございます。

会長：

今日は、結論を出すというよりは、いろんなことを考えて知恵を出していきたいと思っています。第2次素案に向けて、全園民営化、1つか2つ残す、あるいは半分だけ民営化して、後を保留にするなど、いろいろありました。そういったものについて、どれが一番適しているかは、やってみなければわからないところはたくさんあると思いますが、シミュレーションをそれぞれの立場でしていただいて、こういう場合だったら、こういったメリットがある、またはこういうデメリットがあると、いろいろ披露していただいた方が事務局としても助かるのではないかと思います。是非お願いいたします。

峯委員：

園といっても事業者ですから、運営して行かなければならない、私も経営者なので資料2の27ページに記載されている全園民営化前後の経費について、大変興味があります。1園あたりの市の負担額が4千7百万円もあるというのは知らなかったので驚いています。民営化前が市の負担額が3億7千百万円で、民営化後は1億3千6百万円、約2億3千5百万円が削減できるとなっていますので、これが民営化の目的ではないかなと思っているのですが、今後民営化が実現できたとして2億3千5百万円という多額のお金が削減できたときには、新たに子ども達の支援とか、子どもの子育て支援とかに利用する考えがあるのかお聞きします。

事務局：

資料2の4ページで「節約した経費の一部を子育て支援の充実に」とありますように、仮にこの試算のように2億3千5百万円が削減された場合には、子育て支援の充実に充てていこうという考えはあります。

峯委員：

例えば、どのような子育て支援を行うことになるのでしょうか、どういったものを子育て支援と言っているのでしょうか。

会長：

この資料は大変正直に出来ていると思います。削減額が2億3千5百万円となっていますが、4ページではその全額ではなく、「その一部を」と記載されていますので。おそらく、全額ではないのかと思います。そもそも全般的な歳出の減少を考えての試算をされているのかと思いますので、削減額のいくらを何に使えるのかまではないのではないかと、推測いたします。

事務局：

補足説明をさせていただいてよろしいですか。

会長：

どうぞ。

事務局：

資料2の27ページと資料4の第1次素案14ページとの両方をご覧ください。資料2の27ページの「民営化前の民営化後の運営経費の比較」の下から2行目で、「公立保育園の正規保育士は、民営化後、保育園以外への配属となるため、市全体では正規保育士人件費の負担が続きます。」と記載しています。例えば、資料2の27ページの薬師寺保育園をご覧くださいと、運営経費が7千4百万円かかっており、保育園ですから、かなりの部分が人件費で、その人件費の中でも正規保育士の人件費の額が大きな割合を占めているということを前提にして、資料4の14ページの(4)をご覧ください。薬師寺保育園では正規保育士が6人となっています。仮に薬師寺保育園が民営化されると、6人は他の職場に配置転換となります。残っている他の公立保育園に異動になるとか、一般事務職に異動するというように様々なケースが考えられます。ただし、この6人の人件費は引き続き市が負担することになります。これを全部の園に当てはめて考えてみますと、資料2の27ページでご指摘いただきました削減額2億3千5百万円ですが、資料4の14ページの(4)の35人の保育士がないものと仮定したときの削減額であるのご理解ください。

このような考え方ですので、2億3千5百万円すべて削減できるかといいますと、保育園としては削減できますが、市全体の財政としては、そういったことは一般的に起こりにくいということでご理解ください。そうしますと、削減できる金額は人数によってということになりますが、今ここで計算することは困難ですが、いくらかは削減できる可能性は高いと考えています。その金額に応じてその一部を子育て支援に充てていくと考えています。

峯委員：

分かりました。ありがとうございます。

内木委員：

資料2の25ページで、養育困難家庭だけ実効性に×がついているということで、市としてはここを課題と捉えているということだと思いますが、実際に保育所を運営していますと、発達障害や、貧困家庭では問題がないのですが、養育困難家庭の定義について最初に小倉先生からもお話がありましたが、どの辺りが養育困難家庭となるのか、公立保育園での実際の関わりをどのように行ってきたのか、を提示していただければより考えが深まるというか、意見が出しやすく対策が考えるヒントになると思いましたので、今後提示されると良いなと思いました。

小倉委員：

では、どうしたら良いかということを考えなければならぬということになりましたので、ここまで踏み込んで良いのかわかりませんが、意見として、大前提は計画第1次素案では全

園を民営化するとおっしゃっているので、民間の業者、業者と書かれていますが、民間の業者としては賛成だと思いますので、そのことを大前提に、どうしたら分かっていたのかを考えると、この計画で1番目に民間に委託する園が成功したら、後に続いていくのは間違いないと思いますので、伊崎会長もおっしゃたようにやってみないと分からないので、そこで1番目を1園だけに負担をかけるのではなく、1番始めに実施する園を、2園同時に民間委託するという方法はどうかと思います。2園ですから力が分散されるように感じますが、データの的には2園分のデータが取れますし、民間でセーフティーネットとして活用できる園が2園できるということになりますし、民間委託される業者側とすれば、力が分散されるといいですか、槍が一つに飛んでこなくて、向うに飛んでいくかもしけないというような考えもあるので、2つでできると良いのではないかなと、そこで成功すれば後につながるということは間違いないと思います。1つが駄目でも、もう1つがある、もう1つも駄目になって2つとも駄目になるようなことがないように、市がよく手当をするという案はいかがかと思います。

会長：

ありがとうございます。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：

1園にするか、2園にするかは別の話ですが、仮に民営化する場合に、今公立保育園ではアレルギーの問題や、食に対する教育を行っている状況とお聞きしましたので、それに伴って、民間でも一緒にやるということですよ。

民間の中での教育というものをしっかりとやっていただきたいと思いますし、1園、2園といいますか、民営化する園が広がって行くにつれて、例えば、障害児の方をどういう範囲で預かるのかといった園全体のマニュアルを作成するといったことはあるのでしょうか。

小倉委員：

必ず用意することになると思います。

佐藤委員：

用意する必要があるということですね。それであれば、マニュアルとして用意いただきたいと思います。園によって差が出てしまっていて、こういう障がい児は受けられるとか、受けられないといった状況では駄目なので、その意味で園同士の結びつきを密にしていかなければならないという課題も新たに出てくるのかなと考えています。

会長：

今の点は、小倉委員と、内木委員、本当は欠席されている遠井委員にもお聞きしたかったのですが、公立はある意味公立だからということで5園が足並みを揃えなければいけなかったというところが逆に足枷になっていた部分があったと思いますが、民間はその部分で園の

自由というものがかなり担保されていて、その分特色のあるものを出せてきたと思いますが、今のような、レベルや程度問題なのかもしれませんが、ここまではという最低ラインというか、障がい児は必ず受け入れなければならないといった文言を入れるとなった場合に、民間保育園としては、受け入れてもらえるものなののでしょうか。そこは、やはりうちの園の教育方針とは合わないといったことで、お断わりができる自由は持っていたいと考えているのでしょうか？

小倉委員：

民営化された時に受ける側は、保育園として受ける訳で、決して幼稚園として受けてはいけない、この計画では駄目ですとなっていて、認定こども園でも駄目となっていますので、保育園で受ける訳ですが、保育園は質を担保するために監査がありまして、必ずここまで達しなければならないという厳しい基準があります。

毎年実施されていて、最初3年くらいは県の監査を受けて、帳簿の中までチェックされ、よければその園は適正に運営されていますというお墨付きをいただきます。何らかの指摘事項があった場合でも補助金がカットされるようなことはないと思いますが、そういったことがありますので、民間に移されても、自由に私の園では程度によって特別支援児は受けられませんといったことを言う園は、恐らく出ないと考えます。

内木委員：

同じような答えになるのかなとは思いますが、うちの方でもそういった児童を受けていますし、また実際に保育園に0歳児で入ってきた場合は、0歳では発達障がいかどうか分かりません。その後、結果的に発達障がいだったというお子さんが当然でできます。うちの保育園の中では、宇都宮市の保育園が一番児童数の多い園になりますが、120名中6名くらい特別支援児を受けていますので、そういったところで問題なくやっていけるのかなと思います。やはり保護者の方との連携という部分が非常に重要になってくるということと、お預かりする時間が幼稚園に比べて長いので、市の方で補助金の創設といった話が出ていたのですが、そういった裏付けがあると問題なくスムーズに受入ができるのかなと思います。

また、特色ある保育とやはり養護という部分でバランスが重要だと思いますが、特別支援のお子さんを他のお子さんと全く同じような時間の使い方、同じ保育を行おうとするとなかなか難しい部分がありますが、そこは保護者の方と話し合いをしまして、お子さんが一緒にできる部分はどこまで、難しい部分は他のお子さんと別のことをしていきますということをお話していければ、そういったお子さんの保育も可能なのかなと思います。意外と特別支援児が特色ある保育にバシッとハマっているということもあるので、「特別支援児だから何もできない」というイメージになりがちですが、そうではなくできることがあるということもみなさんに知っていただきたいところです。

会長：

では、いかがでしょうか。

飯野委員：

資料2の5ページで気になったのが、何件か書いてあるデメリットの面で、その右に「デメリットの軽減で公立全園民営化」と書かれています。デメリットの軽減では、今まで公立保育園で満足して通っていたお子さんや保護者の方たちは、軽減されることでは納得いかないと思いますので、福祉の面からもデメリットの軽減ではなく、デメリットはありませんというぐらいの、これからいろいろ課題を検討していただいてそういう流れでの、全園民営化という形になってほしいなと思いました。

質問ですが、資料2の7ページの支援の必要な保護者が養育する児童数で、公立42人、民間0人となっていますが、この42人の方たちは公立と民間を選択する余地はあったのでしょうか。

事務局：

今回は、その子がどういった経緯で入園したかまでは調査しておりません。

何か関わりがあって入る子は保護者さんの希望が一番ですが、その時の保育園の受入れ体制と、保健師等のアドバイスによって、その地域で通える範囲で、どの保育園が一番適切かで振り分け斡旋していますので、本人の希望までは聞いていません。

飯野委員：

この数字の偏りが0と42とあったので、気になりましたのでお聞きしました。以上です。

事務局：

補足になりますが、お子さんを継続的に観察する必要があるということで、意図的に保健師が公立だと案内される場合もありますし、保護者さんの一番の希望が「なるべく安く」ということだったり、近くの保育園が公立だったからなど、いろいろな理由がありますので、それによって振り分けされています。

飯野委員：

ありがとうございます。

会長：

資料2の7ページ(1)に関しては、聞取りの時点で、気になるという認知の仕方が、もしかしたら公立の方が認知し易いのかもかもしれません。民間の方と同じお子さんに対してと言っても同じお子さんはいないのですが。

定義がきちんとしていない部分があり、思い入れが強い部分があったりしますので、この数字をそのまま鵜呑みにできない部分はありますが、いずれにしても(2)の発達障がいのある加配が必要と思われるお子さんにしても、(3)の貧困家庭についても公立の方が私立より人数が多いことだけは確かなので、このお子さんたちが民間の保育園に今後行くという

ことになったときに行けるのか、というところの心配を払しょくする必要があると思います。

先ほど何名かの委員からもありましたが、民間保育園にしたからこそセーフティーネットが上手く機能するようになったという方向に持って行ければベストだと思います。

具体的なイメージも湧き難く、このお子さんたちが民間に行ったらどうなるのだろうかというところが分かれば、もっとこの不安が払しょくされるのかもしれませんが。いずれにしても、分からないことに対する不安なので、やれるかもしれないといった部分は、小倉委員の思っておられるようにやってやれないことはないとか、逆に民間しかない場所であれば有無を言わず民間に入って、なんとか過ごせてしまうということになるのでしょうかから、その環境しか知らなければ、それしかないということで何とかできてしまうと思うのですが、下野市では今のところ公立があって、保健師さんは公立をとて信頼していて、「公立が良い」と言っている環境の中で民間を公立と同じかそれ以上に信頼していただけるようになるにはどうしたら良いかということについてお知恵を出していただければと思います。

小倉委員：

間違いなく、今いる子が入る訳ではなくて、今生まれてきている子たちが入るころになりますからね。

会長：

もちろんそうですね。

小倉委員：

今いる子たちの心配は公立保育園が見てくれていますから、安心安全で大丈夫なのですけれども、これから生まれてきたお子さんで1歳になって保育園に入るときに、今までは公立に入っていたお子さんが民間に入ることになったとき、必ず安心安全を100%確保できるかということです。

会長：

もう1点伺ってもよろしいでしょうか。

「どうしても私はなるべく安く行きたいのですが」といった方々に関してOKかどうかという部分です。資料2の12ページ最下段に「ある地域で民間と公立の差額が年間約2万8千円になる」ということで出ています。例えば2万8千円について市が全額補助することができれば良いという話なのかもしれませんが、できなかったときには必ず負担ということになります。そういったときに、なるべく安くという希望があった時にはどうなのか、安いということになれば他の近隣市町の保育園に行くということになるかもしれませんが、如何でしょうか。

小倉委員：



何とも言い難いところですが、私は民間委託を受けた訳ではないですが、保育園に入園するときには、結局は保護者さんが園を選ぶ訳です。もしくは市に相談して保健師さんが園を探して、斡旋するときに民間の中でも一番安いところということになるのかなと思うのですが。

全部が民間になる中で、この実費徴収がある園とない園と出る可能性もある訳ですが、どうなるかは分かりません。

現実的に、今の全部の民間の園には実費徴収があるということですよ。

事務局：

多少なりとも全部の園にあります。公立も0円ということではありません。帽子代、運動用の帽子、遊び用の帽子は購入していただきますが、その金額は何百円とか、千円までかからない金額になっています。あと、保育園では基本にご飯代は保育料や運営費に含まれないので、民間で実費徴収のあるのが3歳以上のご飯代です。公立では、家庭でなるべくご飯を炊いて朝ご飯を食べてきましょうという目標のもとに、3歳以上のお子さんのご飯は園では炊かないで持ってきていただいています。

民間では、もしかすると他の市町村ではご飯を持ってくる園もあるかもしれませんが、下野市に限って言えばご飯は園で炊いていただいて、その分のお金と光熱費を含めたご飯代を園に直接お支払いいただいています。

また教材などでは、公立では家庭で用意した物を使えますというところもあれば、園で統一した物を使うので、そのリース代とか、レンタル代、処分代がかかる園もありますが、これは忙しいお母さんにとってはお金で済ませてしまいたいという方もいらっしゃるし、やはりその分は毎月いくらかでもお金がかかるのであれば、家庭で用意した物で対応したいという方もいらっしゃると思いますので、いろいろな方がいると考えます。

内木委員：

たぶん、安くしようと思えば安くすることもできるのだと思います。事務局の説明のとおり、何か付帯的なサービスを行おうとすれば実費徴収が入るということですが、例えばうちの保育園では、家庭から布団を持ってこなくてよいとしています。すべて布団業者からリースをして清潔な布団で寝てもらって、終わりましたらまた業者に出してクリーニングしてもらうことになっています。普通の公立保育園とかでは、月曜に布団を持ってきて1週間寝たら金曜日に持って帰るということで、自宅で布団を洗うということは結構な手間なので、忙しい保護者の方から大変だという意見が多かったので始めたサービスなのですが、その分を実費徴収として月にいくらかを貰うことになっています。

幼稚園と違うところは、実費徴収しか頂けないので、保育の負担に係る部分に関するものは頂くことができないので、付帯的な保育サービスを提供して実費徴収をお願いしているというのがどこの保育園でも実態だと思いますが、そういったところで選択できるということが良いのかなと思います。うちで宇都宮市の民営化を受けた園では、そういったサービスは一切していません、やはり金額的に、ある程度抑えてやっていくことが保護者のニーズだっ

たので、こういうニーズがあるというのを民間委託の募集に載せることも良いのかなと、また、あとは選択できるといったことが良いのかなと思っています。

会長：

ありがとうございます。他いかがでしょうか。何かありますでしょうか。できるだけ保護者に対する説明の関しても、根拠がある方が良いと思うので、何かイメージだけではなくて、具体的な例を挙げてこういう時にはこうなるといった説明できた方が良いですね。

具体的な説明をした方が不安になることが少ないのかなと思われそうです。

本件についてはまたお知恵をいただければと思いますので、今後もよろしく願いいたします。それではこの議題そろそろ終了したいと思います。

次に（２）子ども・子育て会議及び公立保育園民営化実施計画策定に関するスケジュール（変更案）について事務局の説明をお願いします。

事務局：

資料３に基づき説明

会長：

民営化の方向性は定まっております。若干前後するかもしれませんが、どの園をとというような部分に関しても検討を重ねてまいります。民営化の方向性は変わりませんので素案ができ次第ということをお願いしたいと思います。この件についてもご質問等ありましたら、いかがでしょうか。

（発言等なし）

会長：

次に（３）教育保育施設の利用定員について事務局の説明をお願いします。

事務局：

資料５に基づき説明

会長：

ありがとうございます。この件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言等なし）

会長：

ご意見等はないということですね、ありがとうございます。では原案のとおり了承ということで、次に移ります（４）その他について事務局から何かありましたらお願いします。

事務局：

事務局からはありません。

会長：

分かりました。では、最後にこれだけは聞きたいといったことはありますでしょうか。

(発言等なし)

会長：

それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います。

事務局：

会長には長時間にわたり、議事の進行ありがとうございました。次第の4のその他としまして、次回の会議ですが会長と相談しまして日程が決まりましたらお知らせします。

## 5 閉 会

事務局：

以上をもちまして、平成27年度第3回下野市子ども・子育て会議を閉会といたします。

会議の経過を記載し、相違がないことを証するためにここに署名する。

平成        年        月        日

会 長

署名委員

署名委員